

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。

国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報

第122号

事例1 高齢の父が、パソコンの**出会い系サイト**で「**7500万円の遺産を渡したい**」と言ってきた相手を信じ、**メールをやり取り**しているうちに、**サイトの利用料金**が**50万円**を超えた。相手と**会う約束**を**10回以上**しているが**一度も会えず**にいる。やめるよう説得しても**聞き入れない**。人が変わってしまったようだ。(当事者: 70歳代 男性)

事例2 パソコンに**不審なメール**

が届いても全て無視していたが、ある時、「**1200万円あげる**」というメールが目に留まった。**信じ込んで**やり取りしているうちに、そのための**ポイント代**として**200万円**も支払ってしまった。詐欺ではないか。(80歳代 男性)



高齢者も被害! 出会い系サイトの「お金をあげる」はウソ!?

ひとこと助言



見守るくん

- 「お金をあげたい」などといったメールから有料の出会い系サイトなどに誘導され、相手の巧妙な言葉を信じてやり取りするうちに高額な利用料を支払ってしまったという相談が、高齢者からも寄せられています。
- このようなサイトでは、通常のメールとは異なり、ポイントを購入し、そのポイントを使ってサイト内でメールを行う仕組みになっていることがほとんどです。相手は、お金を渡すためなど様々な口実でメールを続けるよう促すので、気づいたときには多額の費用をつぎ込んでしまいかがちです。
- メール相手が出会い系サイトの「サクラ」であることも考えられますが、証明するのは難しく、お金を取り戻すことは困難です。うまい話には注意し、ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないことが大切です。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。